

7. 日医医師年金制度

日本医師会医師年金制度は、岡山県医師会が直接関与しているわけではありませんが、会員の生活を保障する重要な制度ですのでその概要をご紹介します、進んで加入されるようお勧めします。

- ① **加入資格** 日本医師会会員（A会員，B会員，C会員）で，満64歳6ヵ月未満の方
- ② **基本年金と加算年金**に分かれており，**基本年金**は加入者全員が一律に加入する部分で，掛金は月額12,000円です。**加算年金**は任意加入の部分で，掛金は1口月額6,000円，幾口でも加入できます。
- ③ 年金の**給付の開始時期**は65歳で，終身給付されます。ただし，事情によって受給開始を75歳まで遅らせたり，56歳まで早めたりすることもできます。
- ④ 掛金を払込中に死亡したときは，払込済掛金と利息相当額が**遺族一時金**として支給されます。受給開始後10年（平成5年10月以降の加入者は15年）以内に死亡したときは，10年（平成5年10月以降の加入者は15年）までの残りの期間**遺族年金**として，あるいは**遺族一時金**として支給されます。また65歳以前に死亡したときは，加入後1年以上経過している場合には遺族一時金とは別に**死亡一時金**として100万円が支給されます。やむを得ず途中で脱退するときは**脱退一時金**が，遺族一時金に準じた一時金として支給されます。
- ⑤ 加算年金のうちから，診療に従事できないときの**傷病年金**，あるいはご子弟の教育のための**育英年金**として受給することもできます。
- ⑥ 年金基金の運用益は加入者に年金額の積み増し（**積増年金**）や配当金の形で還元されますが，民間最大の年金制度としてのスケールメリットにより，たいへん有利に運用されております。
- ⑦ 基本年金，加算年金を併せて月額およそ20万円の年金を受けるには，加入年齢が30歳の場合月払い掛け金90,000円，40歳の場合138,000円，50歳の場合246,000円となっております。
- ⑧ この年金は私的年金ですので，掛金は所得控除の対象にはなりません。

◆制度に関する詳細は日本医師会へお尋ねください。

日本医師会年金・税制課

〒113-8621 東京都文京区本駒込2丁目28-16

TEL 03-3946-2121